

様式第 2 4 号（第 3 条・第 7 条関係）

香美市告示第 196 号

公 示 送 達 書

下記の書類について、地方税法第 2 0 条の 2 及び香美市税条例第 1 8 条の規定により公示送達する。

当該書類は、香美市役所において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和 8 年 10 月 27 日

香美市長 依光 晃一郎

記

| 送達すべき書類の名称 | 送達を受けるべき者の氏名又は名称 | 備考                  |
|------------|------------------|---------------------|
| 督促状        | 小松 誠             | 令和 8 年度国民健康保険税第 3 期 |
| 督促状        | 森井 秀一            | 令和 8 年度国民健康保険税第 3 期 |

送達する書類の保管場所：高知県香美市土佐山田町宝町 1 丁目 2 番 1 号 税務課収納係：0887-53-1095